

法人カード規定

令和4年12月1日現在

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

この規定に基づく契約は、当金庫が、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、お客様に当金庫が発行したキャッシュカードが送達されたときに成立するものとします。

1の2. (カードの利用)

当座勘定について発行したキャッシュカード、普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用した当座預金・普通預金（以下これを「預金」といいます。）の預入れ。
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用した預金の払戻し。
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする取引。
- (4) その他ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」に記載のお取引。
- (5) ①当座勘定について発行したキャッシュカードの利用は、当金庫本支店に設置された預金機・支払機・振込機での取引に限るものとし、預入提携先・支払提携先・振込提携先でのご利用およびデビットカードとしてのご利用はできません。
②取引可能時間入金取引は15時を時限としてお取扱いをいたします。（平・土）8：00～15：00
③預金機による手形・小切手の預入れはできませんので当金庫の営業店窓口で預入手続きをいたします。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により利用可能金紙幣や硬貨が異なるため、当金庫または預入提携先設置の機器で利用できる種類紙幣並びに硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、預入提携先が定める枚数のうちいずれか少ない枚数（当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」）によるものとし、上限金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動預金機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3.（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号並びに金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出し、通帳並びに払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、支払提携先が定める金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、支払提携先が対応する金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」による金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫並びに支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が法人代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫、支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が法人代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (6) 当座勘定で同一日に支払機による預金の払戻しと数通の小切手、手形等の支払いをする場合、その総額が当座勘定の支払資金を越えるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

4.（振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号並びにその他の案内に従って正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、当座小切手の振出し、通帳並びに払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作をされた後は、振込機による振込の訂正・組

戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談下さい。

前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しも同様に当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「ATMによるお取引のご案内」による金額の範囲内とします。

- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫並びに提携金庫の振込機による1日あたりの振込について当金庫が法人代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫並びに提携金庫の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が法人代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 窓口営業時間終了後並びに信用金庫休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときはその振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間に振込があったものと同様に取扱います。但し、受取人口座の属する金融機関がモアタイム加盟のときは即日の取扱いが可能です。
- (6) 振込金額と後記5.の振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- (7) 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、自動機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細表」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に応じ出して下さい。
- (8) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等障害その他やむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「手数料一覧」に基づく手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「手数料一覧」に基づき手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れ並びに払戻し時に、当座小切手の振出し、通帳並びに払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、当座小切手の振出し、通帳並びに払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 第1項による預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。また、第2項による払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機並びに通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に自動機利用手数料金額並びに振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が法人代表者に交付したカードであること、並びに入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または法人代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに法人代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、支払提携先並びに振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカード並びに暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

10. (盗難カードによる払戻し)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、支払提携先並びに振込提携先は責任を負いません。

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに法人代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また第三者による損害担保を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫のホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「手数料一覧」による再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先、支払提携先並びに振込提携先の預金機・支払機・振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先並びに振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票、当座小切手または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却または自己の責任において使用できないようハサミを入れる等の処置を行った後に破棄してください。また、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定により、預金口座が解約された

場合にも同様に返却等してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の法人代表者確認書類の提示を受け、当金庫が法人代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第 15 条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定並びに振込規定により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以 上